

令和5年度障害者のスポーツ施設利用促進事業 スポーツ施設利用促進アドバイザー実施要項

1 目的

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）が、都内区市町村立スポーツ施設を対象に、施設の状況やニーズに合わせて、施設の職員・設備・事業の様々な面で課題の抽出から改善まで施設運営者を支援し、障害のある人が身近な地域で継続してスポーツを楽しめる環境を整備することで、地域における障害者のスポーツ施設の利用を促進する。

2 主催

東京都、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

3 事業内容

施設の状況やニーズに合わせて、以下の支援メニューを提供する。

ただし、各支援メニューは1施設当たり1回までとする。（各施設最大4メニューまで実施可能）

（1）施設職員研修

施設の職員向けに「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」を活用した、障害者理解やコミュニケーション方法等を習得する研修を実施する。

（2）障害当事者による施設検証

障害者が施設を体験利用し、当事者の視点から施設の利用しやすさについて検証し、改善を行う。

（3）事業環境支援

事業を実施する上で必要なソフト対応の環境整備や障害のある人の受入れに係る企画立案及び企画内容についての助言を行う。

（4）日常利用促進サポート

障害者団体や障害者スポーツの関連クラブなどが施設を利用する際に障壁となっている点の改善案等について施設側と調整等を行い、障害者の日常的な利用を促進する。

4 対象

都内区市町村立スポーツ施設

5 実施期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日までとする。

6 申込方法

（1）申込に先立って、下記9申込先担当宛に事前連絡を行うこと。

（2）所定の申込書（様式1）に必要事項を記入し、申込先へ提出すること。

※申請は、対象施設を管理運営する団体（指定管理者等）が行うこと。

7 決定通知

申込内容等を確認後、随時申込者に通知する。

実施決定は、以下の必須事項を満たしていることを確認し、優先事項を考慮した上で決定する。

〈必須事項〉

- ・実施内容の趣旨を理解し、障害のある人の施設受け入れに取組む意欲がある
- ・区市町村施設主管課が本事業申込みに同意している

〈優先事項〉

- ・令和5年度中での同一自治体での実施施設がない

※申込み多数の場合など、内容や時期によっては希望に沿えない場合がある。

8 申込期間

令和5年6月1日から令和5年12月28日

9 申込み先

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12階
公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
スポーツ振興部 地域スポーツ振興課 スポーツ施設利用促進担当宛
TEL 03-6265-6001 FAX 03-6265-6077
メール：chiiki-sokushin@tsad.or.jp

10 その他

決定通知後、事業実施前に必ず事前ヒアリングを受けること。

附則 この要項は、令和5年6月1日から施行する。